

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

年 月 日

東北運輸局 福島運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	年 月 日
4 その他	

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別	新								旧									
	一般自動車				特種自動車				計	一般自動車				特種自動車				計
	特	大	中	小	大	中	小	特		大	中	小	大	中	小			
営業所名																		

※ 種別は、道路運送法施行規則第1条第2項による自動車の種別、及び運賃適用車種区分の別とする。なお、特種自動車を保有していない場合は特種自動車の欄を削除してもよいこととする。

増減車両の明細

増車・減車 の別	種別	登録番号	車名	年式	定員 (人)	営業所名	備考
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							

◎添付書類

- ①既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
- ②営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増車後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）

認可を受けている自動車車庫の位置及び収容能力

	名 称	位 置	収容能力 (A)
①	車庫		m ²
②	車庫		m ²
③	車庫		m ²
④	車庫		m ²
⑤	車庫		m ²

増車後必要となる車庫の面積

	配置車両及び所要面積					収容能力 (B ÷ A × 100)
	小型車	中型車	大型車	特定大型車	計 (B) m ²	
①	12m ² × 両	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
②	12m ² × 両	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
③	12m ² × 両	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
④	12m ² × 両	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
⑤	12m ² × 両	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

※ 収容能力が90%以上となる場合は、車両配置平面図を添付すること。

令和 年 月 日

東北運輸局福島運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者

宣 誓 書

このたび当社が増車しようとする車両について、下記任意保険等の加入計画があることを宣誓します。

記

損害賠償能力

対人保険

対物保険